

山形大学医学部図書館規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人山形大学基本組織規則第26条第2項及び山形大学図書館規程第5条に基づき、山形大学医学部図書館（以下「図書館」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 図書館は、学術情報の収集、整理、保存及び提供を行い、山形大学医学部の教育研究の支援に資するとともに、広く学術の発展及び社会貢献に寄与することを目的とする。

(館長)

第3条 図書館に、館長を置く。

2 館長は、図書館の業務を掌理する。

3 館長は、医学部の教授の中から学部長が任命する。

4 館長の任期は2年とし、再任を妨げない。

5 館長の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

(1) 館長の任期が満了するとき。

(2) 館長が辞任を申し出たとき。

(3) 館長が欠員となったとき。

(運営委員会)

第4条 図書館の運営に関する重要事項を審議するため、山形大学医学部図書館運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、図書館に関し必要な事項は、館長が運営委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。